

安八町告示第151号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年10月21日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年12月5日

安八町監査委員 清 伸二  
安八町監査委員 碓井 昭夫

記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted Name]

2 請求書の受付

令和元年10月21日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年10月10日、花束代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月22日付 安総第4279号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月22日付 安総第4280号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月22日付 安総第4281号 情報公開請求却下通知書
6. 伺い 支出命令の取り消しについて

- (平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年10月23日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の交代

請求書受理、要件審査、監査時においては大平文雄氏が安八町監査委員の職を務めていたが、令和元年10月31日付けで同氏より辞職願が安八町長宛に提出され、安八町長は同日付けでこれを受理及び許可した。

このことから、安八町長は、令和元年11月1日付けで安八町議会臨時会において、地方自治法第196号第1項の規定に基づき、碓井昭夫氏を安八町監査委員に選任すべく同意を求め、その同意を得た。

これにより、同日、本件については大平文雄氏から碓井昭夫氏へ引き継がれた。

## 第4 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年10月10日、花束代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年11月21日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年10月25日、令和元年11月27日に監査を実施した。

#### (2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第6 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成30（2018）年10月10日（水）午後2時30分、

所属の女性選手（以下「選手」という。）が、安八町役場を訪問した。

(2) (1) にいう選手は、で開催されたに、にてでを獲得した。

(3) 選手は、(2) を安八町長（以下「町長」という。）に報告する目的で(1) に至った。

(4) 町長は、世界で活躍する選手に対してお祝いと感謝の気持ちを込めて、本件請求にいう花束を手渡した。

(5) 町長は、(2) を含む選手の活躍が、安八町の子どもたちが夢と希望を持つきっかけになることを期待しており、また、令和2（2020）年に開催される東

京オリンピックへの出場という大きな目標と、それを達成するために日々努力している選手の姿が、安八町の人々に努力を続ける大切さと勇気を持つきっかけになることを期待していた。

## 第7 判断に当たっての関係法令等について

### 1 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

### 2 町長交際費の支出基準

町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が、町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

### 3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

## 第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「交際費という公費を支出して安八町を代表して本件の相手と交際しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し交際した内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。月日が経ち本件の交際した内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件交際が安八町にとって全くムダな支出となってしまう。また、復命された書類等が無ければ、そもそも、花束を誰に渡したのかすら疑義を持たれるものであるといわざるをえない。公費の支出に際して、疑義を持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。最後に花束を渡す相手や花束の金額等の規定や基準等を定めたものに従って花束を渡していないのであれば、これは公費より恣意的に花束代を支出する不当な公金の支出といわざるをえないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、世界で活躍する選手に対して、町長がお祝いと感謝の気持ちを込めて、本件請求にいう花束を手渡すことについて検討した。

地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

上記、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(2)、(3)のとおり、選手は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXで開催されたXXXXXXXXXXに、XXXXXXXXXXにてXXXXXXXXXXでXXXXXXXXXXを獲得しており、このことを町長に報告するため、平成30(2018)年10月10日に安八町役場を訪問している。

このとき、町長は、安八町を代表してお祝いと感謝の気持ちを込めて選手に花束を手渡している。

なぜなら、町長は、同／(2)を含む選手の活躍が、安八町の子どもたちが夢と希望を持つきっかけになることを期待しており、また、令和2(2020)年に開催される東京オリンピックへの出場という大きな目標と、それを達成するために日々努力している選手の姿が、安八町の人々に努力を続ける大切さと勇気を持つきっかけになることを期待していたことから、このような偉業を成し遂げた選手の訪問が安八町の子どもの成長に大きく、そしてすばらしい影響を与えるものであり、かつ、明日を担うひとを育むまちづくりに寄与していると考えていたからである。

つまり、選手の訪問は、明日を担うひとを育むまちづくりを推進するにあたり大

きな効果が期待でき、町長がこの機を利用して安八町を代表してお祝いと感謝の気持ちを込めて選手に花束を手渡すことは、行政の衝にあたる者としてその職務の範囲内であると考えられ、社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、町長が安八町を代表してお祝いと感謝の気持ちを込めて選手に花束を手渡すことは、町長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、安八町役場を訪問した選手に対して、町長が安八町を代表してお祝いと感謝の気持ちを込めて選手に花束を手渡すことは、首長である町長の職務の範囲内であり、行政実例（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）による交際費の解釈に沿って、町長交際費の支出基準に基づき支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、「花束を渡した相手との意見交換に関する復命された書面や、花束を渡す目的が達成されたことを証する書面や、花束を渡した結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第9 監査委員の意見

なし。